4　高機能グループ呼出受信機（施行規則第二十八条第九項に規定する船舶地球局の無線設備を含む。以下同じ。）を備えている義務船舶局においては、その船舶の航行中毎日一回以上、当該受信機の試験機能を用いて、その機能を確かめておかなければならない。

（聴守電波等）

第四十二条　法第六十五条本文の総務省令で定める無線局は、次の各号に掲げるとおりとする。

［一・二　略］

三　船舶局については、次に掲げるもの

［(1)・(2)　略］

(3)　法第三十三条の規定により高機能グループ呼出受信機を備える船舶局

四　海岸局については、Ｆ三Ｅ電波一五六・八MHzの指定を受けているもの

第四十三条　法第六十五条の総務省令で定める時間は、次の各号に掲げるとおりとする。

［一～三　略］

四　Ｇ一Ｄ電波一、五三〇MHzから一、五四五MHzまでの五kHz間隔又はＱ七Ｗ電波一、六二一・三五MHzから一、六二六・五MHzまでの四一・六六七kHz間隔の周波数のうち、高機能グループ呼出しの回線設定を行うための周波数の聴守については、常時

第四十三条の二　法第六十五条の表の一の項の総務省令で定める周波数は、次の各号に掲げる周波数のうち当該無線局が指定を受けているものとする。

［一～四　略］

［2　略］

［3　略］

［一　略］

二　第四十二条第三号の(3)の船舶局にあつては、Ｇ一Ｄ電波一、五三〇MHzから一、五四五MHzまでの五kHz間隔又はＱ七Ｗ電波一、六二一・三九五八三三MHzから一、六二五・九七九一六七MHzまでの四一・六六七kHz間隔の周波数のうち、高機能グループ呼出しの回線設定を行うための周波数

［4　略］

第四十四条の二　第四十二条第三号の(1)に該当する船舶局は、法第六十五条の規定によるほか、特定海域及び特定港の区域以外の海域を航行中においても、できる限り常時、Ｆ三Ｅ電波一五六・八MHzを聴守するものとする。

2　次の表の上欄に掲げる船舶局は、同表の中欄に掲げる時間中、同表の下欄に掲げる周波数をできる限り聴守するものとする。

船舶局	時間	周波数
［略］	［略］	［略］

4　インマルサット高機能グループ呼出受信機（施行規則第二十八条第九項に規定するインマルサット船舶地球局の無線設備を含む。以下同じ。）を備えている義務船舶局においては、その船舶の航行中毎日一回以上、当該受信機の試験機能を用いて、その機能を確かめておかなければならない。

（聴守電波等）

第四十二条　［同上］

［一・二　同上］

三　船舶局については、次に掲げるもの

［(1)・(2)　同上］

(3)　法第三十三条の規定によりインマルサット高機能グループ呼出受信機を備える船舶局

四　海岸局については、Ｆ三Ｅ電波一五六・八MHzの指定を受けているもの

第四十三条　［同上］

［一～三　同上］

四　Ｇ一Ｄ電波一、五三〇MHzから一、五四五MHzまでの五kHz間隔の周波数のうち、インマルサット高機能グループ呼出しの回線設定を行うための周波数の聴守については、常時

第四十三条の二　［同上］

［一～四　同上］

［2　同上］

［3　同上］

［一　同上］

二　第四十二条第三号の(3)の船舶局にあつては、Ｇ一Ｄ電波一、五三〇MHzから一、五四五MHzまでの五kHz間隔の周波数のうち、インマルサット高機能グループ呼出しの回線設定を行うための周波数

［4　同上］

第四十四条の二　［同上］

2　［同上］

船舶局	時間	周波数
［同上］	［同上］	［同上］